

# 空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境整備調査委託業務仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「委託者」という。）が発注する「空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境整備調査委託業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

## 1 名称

空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境整備調査委託業務

## 2 趣旨・目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする新たな移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での商用運航の実現をマイルストーンとして検討が進められ、地方においては、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

同時に、安全・安心な空飛ぶクルマの運航に不可欠な専用離着陸場（以下、「パーティポート」という。）については、国において令和5年12月にパーティポート整備指針（以下、「指針」という。）が示されるなど、実用化に向けての制度整備が徐々に進みつつある。

本県においても、令和5年度に、空飛ぶクルマの社会実装に向けた本県の目指す姿を示す将来ビジョン『山梨県における「空の移動革命」の実現に向けて』（以下「将来ビジョン」という。）を作成するなど、本県での空の移動革命に向けた道筋を示したところ。

本業務は、本県における空飛ぶクルマの社会実装を着実に進めていくため、有望ルートの選定やパーティポート候補地調査、事業モデルの検討等を行うなど事業環境の整備をすることで、関連するビジネスの担い手が県内でのビジネスを展開しやすいよう機運醸成に繋げることを目的とする。

## 3 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務概要

受託者は以下の業務を行うものとする。

- (1) 有望ルートの検討及びパーティポート候補地等の調査
- (2) 空飛ぶクルマを活用した事業モデルの調査・検討
- (3) 令和7年度、令和8年度実証飛行の実施方針等の検討・策定
- (4) 空の移動革命・社会実装推進ネットワークの企画・運営支援
- (5) 取組の情報発信
- (6) 調査報告書の作成

## 5 業務内容

受託者は、「空の移動革命の実現に向けた官民協議会」（以下、「官民協議会」という。）における議論や官民協議会が作成したロードマップや指針、山梨県が作成した将来ビジョン等を踏まえつつ、以下に定める項目について、委託者と協議の上、委託業務を実施する。

なお、以下に記載のない項目であっても、有益と考えられるものがあれば提案すること。

## (1) 有望ルートの検討及びパーティポート候補地等の調査

### ア) 有望ルートの検討

- ・ 将来ビジョンの「山梨県における社会実装に向けたユースケース拡大のステップ」に係る各期の運航フェーズにおいてそれぞれ想定される有望ルートを検討すること。各期の運航フェーズは、将来ビジョンにおいて想定する 2020 年代後半を活用初期、2030 年代を拡大期、2040 年代を成熟期として設定し、「観光」「ビジネス」「日常移動」の 3 つのユースケースをベースに検討するものとする。
- ・ 有望ルートは、山梨県が実施した令和 5 年度の空の移動革命に関する取組内容（将来ビジョン等）も踏まえ検討すること。なお、受託者側で独自の調査等に基づき有望ルートを提案することは差し支えない。
- ・ 有望ルートの検討結果は、本県で考えられるユースケースを見える化し、ビジネスの担い手等がわかりやすくイメージできるよう、直線距離や所要時間、既存モビリティとの比較等を整理の上、視覚的にも分かりやすく整理すること。
- ・ 有望ルートの検討に際しては、想定される運航規模等（利用者数、運航便数等）を調査すること。
- ・ 有望ルートの検討に際しては、必要に応じ、事業者や周辺市町村とのヒアリングを実施し、精緻化を図ること。
- ・ 有望ルートは、ユースケースごとに 5 ルート程度を選定すること。
  - \* 「観光」のユースケースは、県内の観光地を組み合わせるなど空飛ぶクルマの特性を活かしたルートを少なくとも 1 件含めること。
  - \* 「日常移動」のユースケースについては、想定される離発着地点の市町村からヒアリングを行うなど、需要に即したルートを検討すること。
  - \* 本県と近隣都県を結ぶルートを提案することも差し支えないが、ルート数については委託者と協議の上、決定するものとする。

### イ) パーティポート候補地等の調査

- ・ (1)アで検討した有望ルートをベースに、パーティポート候補地をリストアップすること。
- ・ リストアップに際しては、候補地ごとに、空域や気象・就航率や移動需要等の諸条件を調査・整理するとともに、運航規模等に応じたパーティポートの必要面積や施設（充電設備・保安施設等）を調査・整理し、あわせて整備に必要な費用を試算すること。
  - \* パーティポート候補地はユースケースごとに重複してもよい。なお、パーティポート候補地は、委託者と協議の上で、大まかなエリアの選定でも可とすることがある。  
(例：「〇〇市〇〇周辺の適地」など)
- ・ パーティポート候補地は、関係者へのヒアリング（採算性等）や潜在的な需要等（移動需要や交通インフラとの接続等）を調査し、精緻化を図ること。
- ・ 安定運航に必要な施設（整備・退避拠点等）の棚卸しをし、本県における候補地（大まかなエリアで可）を抽出すること。
- ・ パーティポート候補地の検討に際し、必要に応じて現地踏査を行うこと。現地踏査は、委託者と協議の上、実施すること。

## (2) 空飛ぶクルマを活用した事業モデルの調査・検討

- ・ (1) アイの内容を踏まえ、活用初期、拡大期、成熟期における3つのユースケースを実現する事業モデルを提案し、その市場拡大・成熟シナリオを整理すること。
- ・ 事業モデルは、想定されるシナリオ等を整理の上、事業性を検証すること。
- ・ 整理した事業モデルの市場拡大・成熟シナリオに沿って、本県における空飛ぶクルマ関連産業全体の市場規模を推計し、本県における経済波及効果及び本県における雇用創出効果を検証すること。
- \* 事業モデルの検討に際しては、将来の本県における都市開発、鉄道・道路などの交通インフラ整備の計画等についても考慮すること。
- \* 県民（県内で事業等を行う者を含む）や来県者が実際に利用するサービスを提供するような事業モデルを整理すること。

## (3) 令和7年度、令和8年度実証飛行の実施方針等の検討・策定

- ・ (1)(2)の整理・検討内容を踏まえ、令和7年度及び8年度において県内での実証飛行を実施することを想定し、業務の手順やオペレーション方法、遂行に必要な事項（課題含む）・時期等を整理した上で実施方針を策定すること。
- ・ 実施方針の検討に際しては、他地域での実証飛行事例を踏まえた行政の関わり方（必要とされる支援等）や実証飛行に必要とされる費用規模を整理すること。
- ・ 実施時期等を踏まえた実現可能とされる、実証実験の候補予定地のリストアップを行うこと。
- \* 令和7年度にはヘリコプター、令和8年度には空飛ぶクルマによる実証飛行を行うための、実証飛行に係る実施方針の策定を想定しているが、他自治体の実証状況を勘案しながら、委託者と協議の上、具体的な実証飛行の形態を検討すること。
- ・ 実施方針の検討にあたり、ビジネスの担い手（運航事業者等）へのヒアリングを行い、精緻化を図ること。

## (4) 空の移動革命・社会実装推進ネットワークの企画・運営支援

- ・ 本県における空の移動革命の実現に向け、関連するビジネスの担い手等の幅広い意見交換、空の移動革命に向けた参考情報（国や山梨県、事業者の取組等）を共有し、本県での関連ビジネスを展開しやすくなるような場として、委託者が構築を進める「空の移動革命・社会実装推進ネットワーク（仮称）」（以下、「推進ネットワーク」という。）の企画・運営を支援すること。なお、会場費は委託費に含める。
- ・ 推進ネットワークの集まりは3回程度（立ち上げ（講演含む）・勉強会・成果報告会など）を想定し、推進ネットワークの活動が有益なものとなるような企画内容を検討すること。有益となる外部講師や事業者・団体・枠組みなどは、専門的な見地から積極的に委託者に紹介し、連携の促進を図ること。
- ・ 推進ネットワークの運営に際しては、委託者と適宜役割分担の上、運営を行うこと。

（運営時の委託者と受託者の想定役割分担） ●：主担当／△：実施支援

項目		委託者	受託者
準備	会議の設計（年間のゴール、各回のゴール・アジェンダ設定等）	△	●
	会議資料の作成	△	●
	会場・外部参加者（講師等）の手配	△	●

	会議開催案内の発信	△	●
開催	司会進行	△	●
	議論のファシリテート	△	●
開催後	議事概要の作成	△	●
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理等）	△	●

- ・継続的かつ効果的な推進ネットワークとなるよう、次年度のネットワーク体制や企画・運営に対して示唆を行うこと。

#### (5) 取組の情報発信

- ・(1)～(3)に係る内容（成果）について、推進ネットワークの活動の中で発表を行うこと。発表資料は受託者が作成するものとする。なお、発表に際して必要となる費用（交通費等）は委託費に含める。

#### (6) 調査報告書の作成

- ・(1)～(4)の調査・検討結果を調査報告書として作成すること。
- ・調査報告書は、開示版・非開示版の2種類を作成し、例えばパーティポートや実証実験を行う候補地等の具体的な名称等については、県と協議の上、非開示版に組み込むこと。

### 6 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

#### ア) 成果品及び納期

- ・事業完了届（納期：令和7年3月頃）
- ・調査報告書（開示版・非開示版）（納期：令和7年3月頃）
- ・有望ルートイメージ（納期：令和7年1月頃）

#### イ) 納品方法

- ・事業完了届1部（紙媒体）
- ・調査報告書（紙媒体）各3部、DVD-R等による電子媒体1部
  - \* 電子媒体は、編集が可能なMicrosoft Word、PowerPoint等のファイル形式とPDF形式の2種類とすること。

#### ウ) 納品場所

山梨県知事政策局リニア・次世代交通推進グループ（山梨県庁北別館5階）

### 7 著作権及び使用料等

- ・本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

- ・ 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

## 8 その他

- ・ 委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・ 受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・ 関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ・ 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- ・ 委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書については、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。